

## 中小企業信用保険法第2条第6項に基づく認定について

この認定は、中小企業者であって、内外の金融秩序の混乱その他の事象が突発的に生じたため我が国の中小企業に著しい信用の収縮が全国的に生じていると経済産業大臣が認める場合において、豊中市長が認定を行うものです。

### 【認定要件】

(次の①から②の要件を満たすこと)

- ① 豊中市内に事業所（主たる事業所、支店、工場等）を有すること
- ② 令和二年新型コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として、最近1か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高等が前年同期比で15%以上減少することが見込まれること

※創業後1年を経過していない中小企業者（業歴3カ月以上）も認定可能ですので、認定申請をされる場合は、問合せ先までご連絡ください。

### 【認定期間】

(経済産業大臣が指定する期間)

令和2年2月1日～令和3年12月31日まで

### 【認定申請時の提出書類】

提出書類	備考
認定申請書、添付書類	豊中市産業振興課（第1庁舎5階）に設置 豊中市HPからダウンロードすることもできます。 <a href="https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/kigyoshien/kinkyu_nintei.html">https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/sangyoushinkou/kigyoshien/kinkyu_nintei.html</a>
申請時点で豊中市内において事業を行っていたことを確認できる書類	履歴事項全部証明書（3か月以内のもの）、確定申告書、土地・建物の賃貸借契約書、許認可証、会社定款等
認定の根拠となる各月の売上高を確認できる書類	① 最近1カ月の売上高の分かるもの（売上帳、試算表等）、また、その後2ヶ月間について実績が出ている場合は、売上高の分かるもの（売上帳、試算表等） ② 最近1ヶ月に続く2ヶ月間の売上高見込表（実績が出ている場合は実績を記入、売上高見込については算出根拠を記載したもの） ③ ①及び②に対応する前年同月の売上高の分かる直近の決算書または確定申告書 ③の書類が用意できない場合は、前年同月の月別売上高の分かるもの、売上帳、試算表等
委任状	代理の方が申請に来られる場合
その他	実印をご持参ください

### 【ご注意】

- ・認定の取得は、一切の融資・保証を約束するものではありません。
- ・認定書の有効期間は、認定日から起算して30日です。本認定の有効期間内に融資申込を行うことが必要です。
- ・認定後に認定内容と異なる事実が判明した場合には、認定書が無効になる場合があります。

(問合せ先) 豊中市都市活力部産業振興課  
〒561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1TEL : 06-6858-2189